

別紙 1

令和 8 年度新潟県次世代自動車等普及啓発業務委託仕様書

1 目的

本県では、2050 年までに温室効果ガスを実質ゼロにする、「脱炭素・カーボンニュートラル」を目指しており、今後、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減や石油資源消費の削減などの社会的責務が、より一層求められるものと予想される。

こうした中、走行時に水しか排出しない燃料電池自動車（以下「FCV」という。）や二酸化炭素を排出しない電気自動車（以下「EV」という。）等の次世代自動車及び次世代自動車の充電に要する設備（以下「充電設備」という。）の更なる導入促進を図るとともに、関連産業の振興につなげる必要がある。

本事業は、県内における次世代自動車及び充電設備の導入促進に向けた普及啓発事業を実施するものである。

2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

3 業務内容

受託者は、以下に掲げる業務を実施すること。

(1) 次世代自動車普及啓発イベントの開催

FCV、EV及び充電設備の導入促進に向けたイベントを 2 回／年以上実施すること。なお、実施場所は、FCV普及の観点から、新潟市内及び柏崎市内で各 1 回を想定しているが、回数や実施場所を追加して提案することは差し支えない。

イベントの内容や実施時期等は受託者が提案することとするが、以下アからウの事項を全て実施することとする。なお、普及啓発効果を高めるため、予算内で内容を追加することは差し支えない。

ア FCV、EV及び充電設備に係るセミナーの実施

FCV、EV及び充電設備の各々に精通している者を講師としたセミナーを実施すること。

イ FCV、EV及び充電設備を体感できるイベントの実施

FCVやEV及び充電設備（各 1 台以上）を会場に設置し、現物を見ながら説明を聞いたり、実際に乗車体験できる場を設定すること。

なお、使用する車両や設備は原則として受託者側で手配することとし、その費用は本委託事業費に含むこととするが、FCVについては、県の公

用車1台を無償で利用することも可能とする。ただし、公用車を利用する際は、事前に予約手続を行うこととし、車両の受託者の受取り及び返却は、原則開庁日とする。

ウ アンケートの実施

イベントの効果を図るため、イベント来場者にアンケートを実施すること。内容は、今後の次世代自動車普及啓発事業の検討に資する内容とし、県と協議して決定すること。

(2) 効果的な広報活動の実施

チラシの作成・SNS等における展開等、FCV、EV及び充電設備の普及啓発や導入促進に効果的な広報活動を検討・実施すること。

(3) その他

上記以外に予算内で実施できる効果的な普及啓発業務があれば提案すること。

4 報告書作成

本事業終了後、報告書を作成（実施状況がわかる写真データ等のとりまとめ結果を含む）し、県に提出すること。

(1) 報告書 1部

(2) 上記報告書の電子データ 1部

5 守秘義務

受託者は、県が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

6 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、県に帰属するものとし、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

7 その他

この仕様書に規定のない事項及び既に決定している事項の変更については、県と協議のうえ、決定する。